



Title	『捜神記』第六・七巻成立過程小考
Author(s)	大村, 由紀子
Citation	中国研究集刊. 2000, 26, p. 27-49
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60832
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『搜神記』第六・七卷成立過程小考

大村 由紀子

はじめに

六朝志怪小説を研究する際に、まず検討すべきものはテキストの問題であろう。いずれのテキストもおよそ宋代頃には散佚してしまい、著された当時の形を知ることができないからである。六朝志怪小説の代表作である干宝『搜神記』もその弊を免れることができない。現在、『搜神記』には八卷本・道藏本・敦煌本など、いくつかのテキストがあるが、そのなかでも明代万暦年間に『秘冊彙函』に収められた二十卷本『搜神記』が、最も原書に近いとされている。

だが、原書に最も近いとされているこのテキストにも、やはり問題がある。それは、この二十卷本『搜神記』は明人が類書などに残存する「搜神記」の佚文を輯めて成立したものであり、原書『搜神記』には存在しえなかったであろうと考えられる記事が混じっている点である。その中で

も、とりわけ第六・七卷は、他の十八卷と文体が異なり、正史五行志の記事と酷似しているという理由により、明人の偽託であると思なされてきた。

本稿は、この第六・七卷を取り上げ、正史五行志を抄録して成立しているという従来の説を検証し、その上で二十卷本『搜神記』の編纂・成立について検討することを目的とする。

第一章 問題の所在

まず、第六・七卷が正史五行志の抄録であるという説の発端となった、『四庫全書総目提要』子部九・小説家類三（以下『四庫提要』と略称）の記事を次に挙げる。

六卷七卷に至りては、全て兩『漢書』五行志を録す。

司馬彪「干」實の前に在りて、『續漢書』「干」實應に見るに及ぶべしと雖も、決して連篇鈔録し一字も更めざるの理無きに似たり。殊に疑う可きと爲す。然れども其の書の叙事古雅多く、書中の諸論も亦た六朝の人に非ざれば作る能わず、他の偽書と同じからず。

疑うらくは即ち諸書の引く所に殘文を綴合し、傳うるに他説を以てすと。亦た『博物志』・『述異記』等と與にす。但し二書（『博物志』・『述異記』）を輯する者は耳目隘陋なるが故に罅漏百出す。此の書（『搜神記』）を輯する者は則ち多く古籍を見、頗る體例に明るく、故に其の文斐然として觀る可し。之を細かく核するに非ざれば辨する能わず。

『四庫提要』は、『搜神記』の第六・七卷は『漢書』五行志・『後漢書』五行志『続漢書』五行志の引き写しであると述べる（注一）。

『四庫提要』は更に続けて、「干宝は（東晋の人間なので）、即ち司馬彪の『続漢書』五行志（現『後漢書』五行志）を見る事が可能ではあつたが、『第六・七卷が』『漢書』・『後漢書』五行志を連篇引き写しし、一字も変えていないという道理はない。特に疑うべきである」と述べる。しかしこの後『四庫提要』は、二十卷本『搜神記』の編

纂者が多くの典籍に通じ、文体に明るいことを述べ、二十卷本『搜神記』が『博物志』・『述異記』などの偽書とは異なっていることを強調する。そして最後には、細かく検討したのではないので判断につかないと態度を保留させている。

『搜神記』第六・七卷には、周代より東晋の明帝太寧年間までの災異記事が、編年で並べられており、他の十八巻がいわゆる説話風であるのに対して、いささか文体・内容が異なる。このことを根拠に竹田晃氏は『搜神記』訳注（平凡社東洋文庫一九九二年）の解説において、第六・七巻に対して次のような見解を示す。

いちばん問題になるのは、第六・七巻が、他の十八巻とかなり趣きを異にしている点である。第六・七巻のほとんどが、いわゆる説話ではなく、単なる事項の羅列に終っている。そして、他の巻が、だいたい説話の型によって分類されているのに対し、この二巻は、ほぼ年代順に配列されている。また、ここに見える事項のほとんどが、『漢書』・『後漢書』の五行志に記載されているのである。しかも『太平広記』には、第六・七巻からは、ただ一条の話しか引用されていない。ということとは、おそらく宋代以後の人が、『晋書』干宝

伝の記載によつて巻数を二十巻に揃えるために正史五行志あたりから話を拾つて補つたとも考えられる。

竹田氏の説は『四庫提要』とほぼ同様であるが、文体の違いを指摘した点が、『四庫提要』より一歩進められている。また『四庫提要』は『漢書』・『後漢書』五行志と限定しているが、竹田氏は「正史五行志あたり」と、若干『四庫提要』より範囲を広げて論じている。

また中国の研究においても『四庫提要』と同様の意見であろう。例として丁建根編著『中国歴代小説序跋集』（人民文学出版社一九九六年）の記事を挙げる。

其の（『搜神記』第六・七巻は全て『漢書』・『後漢書』の五行志を録す。他の巻多くは『法苑珠林』・『太平広記』・『太平御覧』・『芸文類聚』・『北堂書鈔』の中従り輯録す。

右の記事は、『四庫提要』の説をそのまま踏襲している。『四庫提要』は、『漢書』・『続漢書』五行志と限定するものの、この説を踏襲して、竹田氏は、第六・七巻は、正史五行志の抄録であると結論づけている。以下、これらの説を「正史五行志抄録説」と称する。

以上のような「正史五行志抄録説」に対して反対の意見を

示す研究も存在する。そのような研究として、次に余嘉錫の『四庫提要弁証』の記事を挙げる。

案ずるに本書卷六は凡そ七十七條。首めの一條の順序を除くの外、其れ三代兩漢の事を記すは纔かに六十六條なるのみ。卷末建安二十五年自「魏武王在洛陽起建始殿」以下凡そ十條、皆三國の事なり。卷七の首めの一條は魏の事を記す。以後全て兩晉の時の事と爲す。『提要』乃ち謂えらく「六卷七卷全て兩『漢書』五行志を録す」と。知らず三國兩晉の事、何に縁りてか兩『漢書』に録入せらるるを。書中言う所の三代前漢の災異も亦た全くは班志（漢書五行志）を録するに非ず。今亦た縷數する暇あらざれば、姑く其の後漢の事を記せし者に就きて之を考えん。「章帝元和元年代郡烏生子」條自り起うて「建安初荊州童謠」條に至うて止むまで、凡そ二十一條。其の事『續漢書』五行志に見えざる者四條。事『續（漢書）』（五行志）に見ゆるも文全く異なる者一條。事『續（漢書）』（五行）』志と同じと雖も文詳らかなるを加うる者三條。又た『續（漢書）』（五行）』志の兩三の事を合わせて一と爲す者二條有り。然らば則ち文の『續（漢書）』（五行）』志に同じき者、僅かに其の半ばを得るのみ。安くんぞ

「連篇鈔録し一字も更めず」と謂うを得んや。此の二十一條中、『法苑』珠林』其の九條を引き、皆今本と略ぼ同じ。原本此の如きを知れば、後人の五行志を鈔して以て巻帙を足すに非ざるなり。

余嘉錫は次のように『四庫提要』の説を否定する。まず、『搜神記』第六卷の七十七条のうち、六十六条は三代・兩漢の事件であり、残りは三国時代の事件であり、さらに、第七卷は三国・兩晋の事件が記されていることを述べる。つまり、『搜神記』第六・第七の記事の内容は兩晋にまで及んでおり、『四庫提要』の言う「六卷七卷全て兩漢書五行志を録す」という説に対して、時代が合致しない。この点を余嘉錫は指摘するのである。

更に余嘉錫は第六卷の中の後漢に関する記事二十一条を取り上げて検証する。その検証結果は次の通りである。

- 『統漢書』五行志に見えない記事……………四條
- 『統漢書』五行志と同内容であるが、
- 『搜神記』と文章が全く異なるもの……………一條
- 『統漢書』五行志と同内容であるが、
- 『搜神記』のほうが文章の詳しいもの……………三條
- 『統漢書』五行志と兩晋三国時代の事件を併せて一つの記事としているもの……………二條

『統漢書』五行志と同じ記事……………十一條

この結果を基に、余嘉錫は後人が五行志の記事を引き写して『搜神記』二十卷を満たしたのではないと断言する。また、余嘉錫は後のほうで「余謂えらく此の書後人の綴輯に出づるに似たり。但だし十の八九 千宝の原書に出づ」とほぼ二十卷本『搜神記』のテキストを信頼する姿勢を示している。

余嘉錫の論証は詳細であり、彼によつて『四庫提要』の説は否定されたかのように思える。だが、余嘉錫に対して取立て批判をするならば、次の三点を挙げることができる。

一点目としては、余嘉錫は『四庫提要』の説「兩漢書五行志を抄録」に焦点を当てており、三国・兩晋時代の記事に関しては、その時代の正史五行志を抄録した可能性にまでは及んでいないこと。二点目としては、第六卷の中の後漢時代の記事二十一条分だけしか検証に及んでいないことである。三点目としては後漢時代の記事二十一条分のうち、なお十一條は『統漢書』五行志の記事の抄録と見なされるのであり、その部分をどのように処理するのかという点である。これらの点からすれば、『四庫提要』の説を完全に否定できたとは言いきれないであろう。

以上が『搜神記』第六・七巻をめぐる説である。

さて、二十巻本『搜神記』を読解する上では、記事を対校するのが基本的に必要な作業であり、その際、汪紹楹校注『搜神記』（中華書局一九七九年）に益を蒙ることが大きい。汪紹楹氏は『搜神記』の各条に通し番号を振った上で、類書などの引用する『搜神記』の記事の在処を明らかにし、更に『搜神記』の記事と同内容の記事の在処にも及んでいる。その一例として、第七巻第一九五条「一身二体」に附されている汪紹楹校注を次に示す。

本條見『法苑珠林』四三引作『搜神記』

本事亦見『晉書』五行志・『宋書』五行志

右のように、汪紹楹氏の校注によって、第一九五条「一身二体」の記事は、『法苑珠林』巻四十三に出処となる記事があり、かつ同内容の記事が、『晉書』五行志と『宋書』五行志にも見えることがわかる。

汪紹楹校注『搜神記』によって、『搜神記』第六・七巻の記事を「類書等所引『搜神記』の記事」と「正史五行志の記事」との二種類に分類すると次のようになる。なお、各分類に附した記号は筆者の便宜的なものであり、以下これらの記号を用いて各分類を略称する。

第六巻 計七十七条

6—I 類書等所引『搜神記』の記事のみ。
正史五行志には無し。……………十条

6—II 類書等所引『搜神記』の記事と正史
五行志、俱に記載のあるもの。……………三十六条

6—III 正史五行志の記事のみ。
類書等の出処未詳。……………三十条

6—IV どちらとも対応しない出処未詳の記事。
……………一条

第七巻 計四十八条

7—I 類書等所引『搜神記』と『晉書』
五行志、俱に記載のあるもの。……………二十三条

7—II 正史五行志の記事のみ。
類書等の出処未詳。……………二十五条

このように、汪紹楹校注によって、とりわけ6—Iの例のように正史五行志の記事には対応せず、類書所引『搜神記』のみに対応する記事が存在することにより、第六・七巻が正史五行志を全く抄録して成立したという説は、余嘉錫の論証と同様、否定されたとと言えるかもしれない。だが、6—III・7—IIの例のように正史五行志のみ対応する記事も存在するのである。こうなると『四庫提要』を初めとす

る「正史五行志抄録説」もやはり全くは看過することもない。更には、6-III・7-1のように、類書所引『捜神記』の記事と正史五行志の記事、両者に対応する記事も存在するのである。では、『捜神記』第六・七巻の記事と類書所引『捜神記』・正史五行志のこれら三者はどのような関係にあるのであろうか。

そこで本稿は汪紹楹校注に従い、『捜神記』第六・七巻の記事と類書所引『捜神記』・正史五行志の記事を校合し、字句面から従来の「正史五行志抄録説」を検証する。その結果により、三者がどのような関係にあるのか言及していきたい。

次章において、『捜神記』第六・七巻の記事の校合の結果を示す。

第二章 校合の結果

この章では、汪紹楹校注に従い、『捜神記』第六・七巻の記事を校合し、字句面から第六・七巻に対する「正史五行志抄録」説について検証する^{注2}。なお、校合する際に用いた各類書と史書のテキストは次の通りである。

一、『法苑珠林』（『四部叢刊』影印万曆刊本）

- 二、『太平広記』（汪紹楹点校 中華書局）
- 三、『太平御覧』（『四部叢刊三編』本）
- 四、『初学記』（司義祖点校 中華書局）
- 五、『北堂書鈔』（南海孔氏刊本）
- 六、『芸文類聚』（汪紹楹点校 中華書局）
- 七、『漢書』（中華書局点校本）
- 八、『後漢書』（中華書局点校本）
- 九、『晋書』（中華書局点校本）

二十巻本『捜神記』の編纂された時期が明末であることを考慮すれば、明刊本を用いるなど、明人が編纂の際用いたテキストを検証した上で、校合すべきであろうが、筆者の能力の限界につき、今回は右に挙げたテキストに従った。次に、校合した結果を、『捜神記』第六・七巻それぞれ二つの節に分けて示す。

第一節 第六巻の場合

第六巻は、夏桀のころより三国時代までの災異記事で占められている。この巻は、汪紹楹校注『捜神記』に付されている通し番号によれば、第一〇二条「妖怪」の記事からはじまるのだが、冒頭から第一〇九条に至るまで（第一〇

四条を除く）は、『法苑珠林』所引『搜神記』を引いており、この部分は正史五行志とは何ら関係は無い（6—1）。次に、第六卷のうち、類書所引『搜神記』の出処が見あたらず、正史五行志を引用したと考えられる三十条の記事は、校合したところ、ほぼ『漢書』・『後漢書』五行志を始めとする正史五行志の引き写しと考えられる（6—III）。では、6—IIのような、類書所引『搜神記』の記事と『漢

『搜神記』第六卷 第一四五條

哀帝建平中、豫章有男子化爲女子、嫁爲人婦、生一子。
長安陳鳳曰、「陽變爲陰、將亡繼嗣、自相生之象。」一曰、「嫁爲人婦、生一子者、將復一世乃絕。」故後哀帝崩、平帝沒、而王莽篡焉。

右に挙げた『搜神記』第六卷第一四五條「男子化女」の記事は、「漢哀帝の建平年間に男性が女性に変化し、嫁いで男の子を一人生んだ」という内容の記事である。ここまでは、若干の字句の異同は有るものの、『法苑珠林』・『漢

書』・『後漢書』五行志、両者と対応する記事についてはどうであろうか。その両者を比較検討するために例を挙げて表に示す。上段には『搜神記』の記事、下段には類書所引『搜神記』の記事と正史五行志の記事を記載した。筆者の便宜上各記事の対応する箇所傍線を付した。なお箇所に応じて適宜傍線の種類を変えている（以下各表同じ）。

『法苑珠林』卷四十三所引『搜神記』

漢建平中、豫章有男子化爲女子、嫁爲人婦、生一子。
長安陳鳳曰、「陽變爲陰、將亡繼嗣、生一子者、將復一世乃絕。」故使哀帝崩、平帝沒、而王莽篡焉。

『漢書』五行志・卷二十七下之上

哀帝建平中、豫章有男子化爲女子、嫁爲人婦、生一子。
長安陳鳳言、「此陽變爲陰、將亡繼嗣、自相生之象。」一曰、「嫁爲人婦、生一子者、將復一世乃絕。」

書』五行志の記事は俱に同内容である。

しかし、第一四五条本文の陳鳳の按語と、「一に曰く」以下の、異変に対する別の解釈の箇所（傍線部に相当）は『漢書』五行志に見える記事と同様であり、この箇所は『法

苑珠林』とは一致しない。そして最後の箇所である、異変と王莽の王朝篡奪とを結びつける部分に関しては、『漢書』五行志には存在せず、この部分は、若干字の異同があるものの、『法苑珠林』の記事に従っている。

以上、第一四五条のように、『搜神記』本文は、類書の引く『搜神記』の記事を軸としつつも、同内容の正史五行

志の記事で補って成立しているのである。6―IIに分類される記事は、ほぼこのような形である。

次に挙げる例は、第一四五条と同様、類書所引『搜神記』の記事（注）と正史五行志の記事とが組み合わされて成立しており、その中でも特殊な例と思われる記事である。

『搜神記』第六卷 第一一九條

漢文帝十二年、吳地有馬生角、在耳前、上向。右角長三寸、左角長二寸、皆大二寸。劉向以爲馬不當生角、猶吳不當舉兵向上也。吳將反之變云。京房『易傳』曰、「臣易上、政不順、厥妖馬生角。茲謂賢士不足。」又曰、「天子親伐、馬生角。」

『漢書』五行志、卷二十七下之上

文帝十二年、有馬生角於吳、角在耳前、上鄉。右角長三寸、左角長二寸、皆大二寸。劉向以爲馬不當生角、猶吳不當舉兵鄉上也。是時、吳王濞封有四郡五十餘城、內懷驕恣、變見於外、天戒早矣。王不寤、後卒舉兵、誅滅。京房『易傳』曰、「臣易上、政不順、厥妖馬生角。茲謂賢士不足。」又曰、「天子親伐、馬生角。」

『法苑珠林』卷八十七所引『搜神異記』

漢文帝十二年、吳地有馬生角、在耳前、上向。右角長三寸、左角長二寸、皆大二寸。後五季六月密應城門外、有狗生角。劉向以爲馬不當生角、猶下不當舉兵向上也。吳將反之變云。京房『易傳』曰「臣易上、政不順、厥妖馬生角。茲謂賢士不足。」

『搜神記』第六卷 第二一〇條

文帝後元五年六月、齊雍城門外有狗生角。京房『易傳』曰、「執政失下將害之、厥妖狗生角。」

『漢書』五行志・卷二十七下之上

文帝後元五年六月、齊雍城門外有狗生角。先是帝兄齊悼惠王亡後、帝分齊地、立其庶子七人皆爲王。兄會漢破吳・楚、因誅四王。故天狗下梁而吳・楚攻梁、狗生角於齊而三國圍齊。漢卒破吳、楚於梁、誅四王於齊。京房『易傳』曰、「執政失、下將害之、厥妖狗生角。君子苟免、小人陷之、厥妖狗生角。」

右に挙げた表は、先に挙げた、第一四五条の例とやや異なる例である。表の上部の中央に、『法苑珠林』卷八十七所引『搜神記』の記事を載せた。この記事の内容は、漢文帝十二年に馬から角が生えた事件と、文帝後元五年六月に犬に角が生えた事件、そしてそれらの異変に対する劉向と京房の解釈とが記されている。

ところが二十巻本『搜神記』では、この記事が「馬に二つ角が生えた事件」と「犬に角が生えた事件」がそれぞれ

分かれて、第六卷第一一九条・第二二〇条と独立した条目で並べられており、かつそれぞれ『漢書』五行志の記事の一部（傍線部に相当）を補なわれているのである。このようにして成立している記事は少なく、この条以外に二例ほど確認できる（注4）。

次に、また唯一ではあるが、これもまた特殊な例として、第一六八条「荊州童謡」の記事を挙げる。

『搜神記』第六卷 第一六八条「荊州童謡」

建安初、荊州童謡曰、「八九年間始欲衰、至十三年無子遺産。」言自中興以來、荊州獨全、及劉表爲牧、民又豐樂、至建安九年當始衰、始衰者、謂劉表妻死、諸將並零落也。十三年無子遺産者、表又當死、因以喪敗也。是時華容有女

『後漢書』五行志・第十三「建安初、荊州童謡曰：」
注所引干寶『搜神記』

是時華容有女子、忽啼呼曰、「將有大喪。」言語過差、縣以爲妖言、繫獄百餘日、忽於獄中哭曰、「劉荊州今日死。」華容去州數百里、卽遣馬吏驗視、而劉表果死。縣

子、忽啼呼曰、「將有大喪。」言語過差、縣以爲妖言、繫獄。月餘、忽於獄中哭曰、「劉荊州今日死。」華容去州數萬里、卽遣馬里驗視、而劉表果死。縣乃出之。續又歌吟曰、「不意李立爲貴人。」後無幾、曹公平荊州、以涿郡李立字建賢爲荊州刺史。

この記事の内容は二つに分けることができる。一つは、建安の頃に歌われた童謡が、後の荊州の衰退を予言するものであったこと。そしてもう一つは、華容県の女性が、荊州の戦乱と劉表・李立の交替を予言したことである。

しかし、校合したところ、前半部分の荊州で流行した童謡の記事は、『後漢書』五行志と同一内容であり、後半部は『後漢書』五行志の劉昭注が引用する干宝『搜神記』と同一内容である。

この第一六八条は『後漢書』五行志の劉昭注が引用する干宝『搜神記』の記事のみで成立しているのではなく、文の前半部分は若干の字句の異同があるものの、ほぼ、『後漢書』五行志の記事で補われていることがわかるであろう。

乃出之。續又歌吟曰、「不意李立爲貴人。」後無幾、曹公平荊州、以涿郡李立字建賢爲荊州刺史。

『後漢書』五行志・第十三

建安初、荊州童謡曰、「一八九年間始欲衰、至十三年無子遺產。」言自中興以來、荊州無破亂、及劉表爲牧、民又豐樂、至此逮八九年、當始衰者、謂劉表妻當死、諸將並零落也。十三年無子遺產者、言十三年表又當死、民移詣冀州也。

この記事は、類書所引『搜神記』の記事と正史五行志の記事とを両方組み合わせて成立していることが、明瞭に分かる例である。

以上のように、『搜神記』第六卷第一〇二条と第一七八条、計七十七条を汪紹楹校注に従って校合した結果、次のように分類できる。なお、各分類の上に附した記号は筆者の便宜的なものである(注5)。

6—A 類書所引『搜神記』の記事に
対応するもの……………二十一条

6—B 類書所引『搜神記』の記事と正史五行志の
記事が組み合わせられているもの……………二十一条

6—㉔ 正史五行志の記事に対応するもの……二十八条

6—㉕ 類書所引『搜神記』の記事と正史五行志の

記事、いずれにも対応しないもの……七条

以上『搜神記』第六巻の記事の数例を挙げた上で、校合結果の報告をした。次に第二節において、第七巻の校合の結果を報告する。

第二節 第七巻の場合

第七巻は、千宝の生存した西晋・東晋に渉る災異記事が編年で記されている。

『搜神記』第七巻 第一八九條

太康中、天下爲晉世寧之舞。其舞、抑手以執杯盤而反覆之。歌曰「晉世寧、舞杯盤。」反覆、至危也。杯盤、酒器也。而其名曰晉世寧者、言時人苟且飲食之間、而其智不可及遠、如器在手也。

『太平御覽』卷五百七十四所引『搜神記』

太康中、天下爲晉世寧之舞。其舞、抑手以執杯盤而反覆之。反覆、至危也。杯盤、酒食器也。而名晉世寧者、言時人苟且飲食之間、而其智不及遠、如器在手也。

『晉書』卷二十七 五行志上 服妖

太康中、天下爲晉世寧之舞。手接杯盤而反覆之。歌曰「晉世寧、舞杯盤。」識者曰「夫樂生人心、所以觀事也。今接杯盤於手上反覆之、至危之事也。杯盤者、酒食之器。

第七巻も第六巻と同様に、ある記事は類書所引『搜神記』をそっくり引用しており、また一方では『晉書』五行志の記事をそのまま抄録している箇所も存在する。これらの記事は、さしあたって特に問題は無い。やはり、問題となるのは汪紹楹校注が示す、類書所引『搜神記』の記事と正史五行志の両者に対応する記事であろう(7—1)。その具体例として、第一八九条「晉世寧舞」を次に挙げる。

第一八九条「晉世寧舞」は、「太康年間に、杯や大皿をひっくり返しながら踊る、『晉世寧』という舞が流行した。しかし、この舞は、この太康年間の安寧も、束の間であり、手の中の器のように危ういことを示すものであった」という内容である。

第一八九条「晋世寧舞」の記事はおおむね、『太平御覧』の記事と同一である。しかし、傍線部、「歌曰『晋世寧、舞杯盤。』」の箇所は、『太平御覧』には見られず、『晋書』五行志に存在する。第一八九条の傍線部の箇所は、『晋書』五行志より採録していることになる。つまり、第一八九条

而其名曰晋世寧、言晋世之士苟偷於飲食之間而其知不及遠、晋世之寧猶杯盤在手也。」

「晋世寧舞」の記事は、先に挙げた第六卷第一四五条「男子化女」同様、『太平御覧』の記事を軸としつつも、『晋書』五行志の記事で一部補い、成立していると言えよう。

次に第一八九条とは若干異なる例として、第二〇五条の「敗属聚道」の校合の表を次に挙げる。

『搜神記』第七卷 第二〇五條

元康・太安之間、江淮之域、有敗属自聚於道、多者至四五十量。人或散之、投草中。明日視之、悉復如故。或云見狸銜而聚之。世之所説「属者、人之賤服、而當勞辱、下民之象也。敗者、疲弊之象也。道者、地里、四方所以交通、王命所由往來也。今敗属聚於道者、象下民疲病、將相聚爲亂、絶四方而壅王命也。」

『太平御覧』卷六百九十八

元康之末至太安之間、江浦之域、有敗属自聚於道、多或至四五十兩。人散去之投林草中。明日視之、悉復矣。民或云、狸銜而聚之。世之所説「属者、人之賤服而當勞辱、下民之象也。敗者、疲弊之像也。道者、地理、四方所以交、王命所由往來也。今敗属聚於道者、象下民疲病、將相聚爲亂、絶四方而壅王命也。」

『晋書』卷二十七 五行志上 服妖

元康・太安之間、江淮之域有敗属自聚於道、多者至四五十量。人或散投坑谷。明日視復如故。或云、見狸銜聚之。千寶以爲「夫属者、人之服、處于勞辱、黔庶之象也。敗者、疲弊之象。道者、四方往來、所以交通王命也。今敗

右に挙げた第二〇五条の「敗屬聚道」記事は、元康から太安年間（二九一―三〇三）の西晋末に於ける異変についての内容である。それはぼろ草履が江淮の地域の道に集まるという異変である。それに対して、「草履というのは身分の低い人の服装であり、苦役に就いていることである。ぼろぼろになっているというのは、疲弊していることの象徴である。道というのは四方の交通する手段であつて、王命が往来する所である。ぼろ草履が道に集まるというのは、民草が疲弊し、これから集まって反乱を起こし、四方の交通を絶つて王命を断絶してしまうであらう」という異変に対する解釈が付されている。

なお、右の校合の表には挙げなかったが、『北堂書鈔』卷百三十六にも同内容の記事があり、それは次のように述べる。

『搜神記』曰、元康之末、江浦城有敗屬自聚于道、多者至四五十量。余常親將人散之、或投草、或投淵谷。明日視之、悉復矣。或云、狸銜而聚之。

屬聚於道者、象黔庶罷病、將相聚爲亂、以絕王命也。」
太安中、發壬午兵、百姓怨叛。江夏張昌唱亂、荆楚從之如流、於是兵革歲起、服妖也。

『北堂書鈔』の記事の方は、同内容であるものの、記事の量としては少ない。だが、「余常に親ら人將て之を散らしむ」とあることから、干宝自身の体験であつたことが分かる。だが、この部分は『搜神記』第二〇五条には取り入れられていない。

校合の結果として、この『搜神記』第二〇五条の記事は、基本的には『太平御覽』によっていることが分かる。しかし、冒頭に傍線を附したところから分かるように、年号と地名とは『太平御覽』には依っていない。また『北堂書鈔』にも依っていない。この部分は『晋書』五行志の記事と同様であることより、編纂者が『晋書』の記事に依つて改めたのではないかと考えられる。

第二〇五条の記事は、『太平御覽』所引『搜神記』の記事を軸としつつも、『晋書』五行志の記事によって、一部改めて成立しているのである。この記事より、類書の記事をただ並べるだけではなく、正史五行志の記事を用いて校勘しようとした、編纂者の姿勢を垣間見ることが出来る。

ではないだろうか。

第七卷第一七九条、第二二六条、計四十八条の校合の結果は次の通りである。各分類の下に、記事の数を記した。なお各分類の上に附した記号は、筆者の便宜的なものである^(注5)。

- 7—A 類書所引『搜神記』の記事と同じ。
『晋書』五行志は採用しない。……………六条
- 7—B 類書所引『搜神記』の記事と
『晋書』五行志の記事の混合。……………十五条
- 7—C 類書所引『搜神記』の記事と同じ。……………二十三条
- 7—D 類書所引『搜神記』の記事とも
『晋書』五行志とも対応しない。……………四条

以上、『搜神記』第六・七巻と類書所引『搜神記』の記事と正史五行志の記事、これら三者を汪紹楹校注を基に校合し、従来の「正史五行志抄録説」を検討した。『四庫提要』を初めとする「正史五行志抄録説」も、それに対する余嘉錫の『弁証』も、いずれも『搜神記』第六・七巻を一面的に見た説であるといえよう。

校合の結果よりすれば、『搜神記』第六・七巻は、正史五行志の記事と類書所引『搜神記』の記事との両者によって

成立している。しかもそれは各記事単独となつているのではなく、特に正史五行志の記事と類書所引『搜神記』の記事とが同内容の場合、それぞれの記事がお互いに改められ、補われたりしているようなのである。

両者は二十巻本『搜神記』の編纂者によって、恐らくは意図的に混じえられているのである。その意図とは、余嘉錫の『弁証』が述べるように、単に「巻帙を足す」目的ではないだろう。正史五行志の記事を混じえたのは、類書所引『搜神記』の記事を校勘する、もしくは類書の記事では簡潔なのを、正史五行志の記事で補う、そのような意図があつた可能性がある。

近年、明代における書物の出版と当時の学術・文化状況とを関連づけて論じる研究が盛んである^(注6)。二十巻本『搜神記』が刊行された明末万暦年間、大量の出版物が世に出た時代であつた。

二十巻本『搜神記』の編纂者は、多くの書籍を閲覧する機会と、書籍を刊行する機会とに恵まれていた。『搜神記』第六巻・七巻より窺えるのは、二十巻本『搜神記』もそのような時代背景の下に再生産されたということである。

また、実は『搜神記』の作者干宝は、正史五行志とは無関係の人物ではない。

というのは、干宝は本伝に見えるように漢代の京房・夏

侯勝の易伝に傾倒していた人物である^{注8}。また『晋書』五行志には、災異に対する干宝の案語が多く見られ、しかもそれは、類書所引『搜神記』の記事と同一内容であるものも存在する。

二十卷本『搜神記』の編纂者はそのことも考慮した上で正史五行志の記事を取り入れたのではないだろうか。

第三節 他の十八巻の記事について

二十巻本『搜神記』のうち、今回は第六・七巻のみしか扱わなかったが、他の十八巻についてはどうか。全てを詳しく校合したわけではないので、現在のところは

『搜神記』第十六巻 第三七八條

阮瞻字千里、素執無鬼論、物莫能難。每自謂此理足以辨正幽明。忽有客通名詣瞻、寒溫畢、聊談名理。客甚有才辨。瞻與之言良久、及鬼神之事、反復甚苦。客遂屈。乃作色曰、「鬼神古今聖賢所共傳、君何得獨言無。即僕便是鬼。」於是變爲異形、須臾消滅。瞻默然、意色太惡。歲餘病卒。

つきりしたことは何とも言えない。しかし、興味深い例として、第十六巻第三七八条「阮瞻」の条を次に取り上げたい。

汪紹楹の校注によれば、「本書未見各書引作『搜神記』／本事亦見『幽明錄』・殷芸『小説』引『列異伝』・『晋書』阮瞻伝」とある。恐らくこの条は、原書『搜神記』には存在しない記事であり、編纂者が交えたのである。二十巻本『搜神記』が類書の記事を引用して成立している以上は、この汪紹楹校注によるに、『幽明錄』の記事、ないしは殷芸『小説』を引用して成立しているように思われる。実際のところはどうか。次に表にして示す。

『太平御覽』卷六百一十七所引『幽明錄』

阮瞻素秉無鬼論、世莫能難。每自謂理足可以辨正幽明。忽有一鬼、通姓名作客詣阮、寒溫畢、聊談名理。客甚有才情、未及鬼神事、返覆甚苦、遂屈。乃作色曰、「鬼神古今聖賢所共傳、君何獨言無。即僕便是鬼。」於是變爲異形、須臾消滅。阮默然、意色太惡。後年餘病死。

『太平御覽』卷八百八十三所引『幽明錄』

阮瞻常著無鬼論、而一鬼通姓名作客詣之、寒溫畢、聊

この第三七八条「阮瞻」は、阮瞻が鬼（幽霊）と鬼の存在の有無について論じあう、六朝志怪小説の中でも、とりわけ有名な話である。

右の表に見えるように、第三七八条「阮瞻」と、類書所

談名理。客甚有才辨。與言良久、及鬼神之事、乃作色曰、「鬼神古今聖賢所共傳、君何得獨言無。即僕便是鬼。」於是變爲異形、須臾便滅。阮默然、太□惡之。年餘卒。

『太平廣記』卷三百一十九所引『幽明錄』

阮瞻素秉無鬼論、有一鬼通姓名作客詣之。寒溫。聊談名理、客甚有才情、末及鬼神事、反覆甚苦、客遂屈之。仍作色曰、「鬼神古今聖賢所共傳、君何獨言無。」即變爲異形、須臾便滅。阮默然、意色太惡。年餘病卒。

『晉書』卷四十九 阮瞻傳

阮瞻字千里、(……)瞻素執無鬼論、物莫能難、每自謂此理足可以辯正幽明。忽有一客通名詣瞻、寒溫畢、聊談名理。客甚有才辯。瞻與之言良久、及鬼神之事、反覆甚苦、客遂屈。乃作色曰、「鬼神古今聖賢所共傳、君何得獨言無。即僕便是鬼。」於是須臾消滅。瞻默然、意色太惡。後歲餘、病卒於倉垣、時年三十。

引『幽明錄』及び『晉書』阮瞻伝、いずれの記事においても大まかな部分では違いは無いように思われる。しかし、細かく見ていくと、やはり字句の違いが見られる。

例えば、冒頭の傍線を施した部分は、『太平御覧』巻六

百一十七の記事よりは、『晋書』阮瞻伝に近い。特に波線を施した部分は、『太平御覽』卷六百一十七に「忽ち一鬼の姓名を通ずる有り、客と作りて阮に詣る」とあるように、各類書の記事では阮瞻のもとを訪れた客が鬼であることが予め明らかにされている。それに対して『晋書』阮瞻伝のほうは、「忽ち一客の通名する有りて、瞻に詣る」と、突然客がやってきて、後にこの客が阮瞻との論争に敗れて、

始めて正体を暴露するという筋になっている。話の運びから考えても予め客の正体を明かさない『晋書』阮瞻伝のほうがおもしろく、『搜神記』第三七八条は、表に見える最後の破線部以外は『晋書』の記事に概ね従っている。

次に、第八卷第二三五条「癸惑星」を挙げる。

『搜神記』第八卷 第二三五條「癸惑星」

吳以草創之國、信不堅固、邊屯守將、皆質其妻子、名曰「保質」。童子少年、以類相與嬉遊者、日有十數。孫休永安三年三月、有一異兒、長四尺餘、年可六七歲、衣青衣、忽來從羣兒戲。諸兒莫之識也。皆問曰「爾誰家小兒、今日忽來？」答曰「見爾羣戲樂、故來耳。」詳而視之、眼有光芒、鑰鑰外射。諸兒畏之、重問其故、兒乃答曰、「爾恐我乎？我非人也、乃癸惑星也。將有以告爾、三公歸於司馬。」諸兒大驚。或走告大人。大人馳往觀之。兒曰、「舍爾去乎！」聳身而躍、卽以化矣。仰而視之、若曳一足練以登天。大人來者、猶及見焉。飄飄漸高、有頃而沒。時吳政峻急、莫敢宣也。後四年而蜀亡、六年而魏廢、二十一年吳而平、是歸於司馬也。

『三國志』吳書 孫皓傳注引『搜神記』

吳以草創之國、信不堅固邊屯守將、皆質其妻子、名曰「保質」。童子少年、以類相與嬉遊者、日有十數。永安二年三月、有一異兒、長四尺餘、年可六七歲、衣青衣、來從羣兒戲。諸兒莫之識也。皆問曰「爾誰家小兒、今日忽來？」答曰「見爾羣戲樂、故來耳。」詳而視之、眼有光芒、鑰鑰外射。諸兒畏之、重問其故、兒乃答曰、「爾惡我乎？我非人也、乃癸惑星也。將有以告爾、三公歸於司馬如。」諸兒大驚。或走告大人。大人馳往觀之。兒曰、「舍爾去乎！」聳身而躍、卽以化矣。仰而視之、若引一匹練以登天。大人來者、猶及見焉。飄飄漸高、有頃而沒。時吳政峻急、莫敢宣也。後五年而蜀亡、六年而晉興、至是而吳滅、司馬如矣。

右の表から分かるように、第八卷第二三五条「癸惑星」は基本的に『三國志』注引『搜神記』に依っている。しかし、事件の起こった年は恐らく『晋書』五行志の記事に依っている。そして最後の波線を付した箇所は、『三國志』注には依らず、『晋書』五行志の記事に依って改められていると考えられる。

このように、『搜神記』第六・七巻以外にも、正史五行志の記事によって改められている記事も存在するのである。更に興味深い点として、『搜神記』第二三五条「癸惑星」の記事は、癸惑星の化身たる童子が呉の滅亡の予言として「三公司馬に帰せん」と述べていることである。『三國志』注引『搜神記』の記事も『晋書』五行志の記事も、「三公鉏+かれ、司馬に如く」となっており、予言であることから、鉏と如が押韻している後者のほうが相応しいとわたしは考えるのだが、なぜか『搜神記』の記事は「三公帰於司馬」

『晋書』卷二十八 五行志中 詩妖

孫休永安三年（注9）、將守質子羣遊嬉戲、有異兒忽來言曰「三公鉏...司馬如。」又曰、「我非人、癸惑星也。」言畢上昇、仰視若曳一足練有頃沒。干寶曰「後四年而蜀亡、六年而魏廢、二十一年而吳平。」於是九服歸晉。魏與吳蜀並戰國、「三公鉏、司馬如」之謂也。

となっている。

この箇所は『搜神記』の編纂者が何らかの理由で独自に改めた可能性も考えられる。

以上、他の十八巻の記事についても二例挙げて論じた。本稿では及ばなかったが、これら少数例から考えるに、本当はもつと様々な記事や要素が、編纂者によって細かく周到に組み合わされて成立していると推測される。

つまり、第六・七巻だけが偽託と見なされるべきではないのである。

第三章 二十巻本『搜神記』の編纂者をめぐる問題について

二十巻本『搜神記』は輯本に別の要素が加わっている。それは恐らくは原書『搜神記』には存在しえなかったと考

えられる要素である。

そもそも二十巻本『搜神記』の編者は誰なのかという問題もあり、引いては刊行者が即ち輯佚者なのかという問題もはらんでくる。

この点については、拙論「明末における『搜神記』出版について」(『待兼山論叢』第三十二号 一九九八年)においても述べたが、本論においても、もう一度触れたい。

『四庫提要』は編纂者に関する問題について次のように述べる。

胡應麟『甲乙剩言』に曰く「姚叔祥(叔祥は姚士舜の字)余(胡應麟)が家蔵の書目に干寶『搜神記』有るを見、大いに駭きて曰く、(果たして是の書有りや)と。余之に應じて曰く(此れ『法苑(珠林)』・『太平(御覽)』・『藝文(類聚)』・『初學(記)』・『北堂書鈔』諸書中従り録出するに過ぎざるのみ。豈に金函・石匱・幽巖・土窟従り掘り得たらんやと。大抵の後出の異書、皆此の類なり)と。」この言允なり。

これを見ると明末古文辞派に属していた文人胡應麟の家には、唐宋の類書から『搜神記』の記事を輯佚して編纂した輯本『搜神記』が存在していたことがわかる。

二十巻本『搜神記』が収められている叢書『秘冊彙函』

の編纂には、浙江省海塩県の郷神胡震亨と姚士舜、そして嘉興県の沈士龍らが携わっていた。

右の記事よりすれば、胡應麟の家蔵していた干寶『搜神記』を胡震亨らが入手し、『秘冊彙函』に収めたとも考えられる。

その一方で、胡震亨らが独自に二十巻本『搜神記』を編纂したという説もある。それは小南一郎氏「干寶『搜神記』の編纂(下)」(『東方学報』京都第七十冊 一九九八年)の論である。氏は二十巻本『搜神記』の序文に胡應麟から出たものという記述が無いことを踏まえて、次のように述べる。

もしここで想像を逞しくすることが許されるならば、次のように考えてみたいと思う。すなわち、胡應麟の手もとにあった『搜神記』のテキストを姚士舜と胡震亨は、使用することができなかった。わざわざ書目で見たと云っているのは、実物をちゃんと見せてもらえなかったからだと考えられよう。姚士舜が「搜神記」を見たいと求めたとき、胡應麟は「書物に詳しい方にはお示ししたくない(不敢以詒知者)」と云ったと、「見只編」巻中にある。しかし彼ら二人には、「搜神記」を出版したいという強い気持ちがあった。彼ら

が「搜神記」に執着したのは、二人の郷里である海塩（浙江省）の地が、第二章の最初にも見たように、ここに千宝の父の墓があるとの伝説があつて、千氏一族と関係薄からぬ土地であつたことと関わつてゐた。郷里の先賢だとされる千宝の「搜神記」をどうしても自分たちの手で出版したいと願つたのである。そこで、やむを得ず、この二人の身辺で、胡応麟のテキストとは別に、類書などを用いて、「搜神記」復元の作業が行われた。（中略）このようにして復元された「搜神記」は、通行の「晋書」千宝伝の記事を参考にして、二十巻本に仕立てられ、「秘冊彙函」に収められて出版された。

小南氏は「想像を逞しくするならば」と述べるが、まったく根拠が無いわけではない。というのは、王士禎『居易錄』巻六に次のような記事がある。

萬曆の間、學士多く偽書を撰して以て世を欺く。『天祿閣外史』の類の如し。人多く之を知る。今類書中刻せらる所の唐韓鄂『歲華紀麗』は乃ち海鹽胡震亨孝轅（孝轅は胡震亨の字）陵子の造る所、其の友姚士舜叔祥の作なり。然れども李太常中麓（中麓は李開先の

號太常は官職名）「韓熙載撰『歲華紀麗』」と云う（注¹⁹）。豈に葬の一書ならんや。姚（士舜）に『後梁春秋』如干卷有り、借むらくは未だ見ず。

唐韓鄂『歲華紀麗』というのは胡震亨『秘冊彙函』に納められている書物の一つである。この書に対して清代の王士禎は胡震亨・姚士舜の偽作であると述べる。もし王士禎の述べる通りであるならば、二十巻本『搜神記』も胡震亨らの作である可能性もあるのである。

ただ、やはり決定的な資料が現在のところ見あたらないため、何とも言えないというのが現状である。残念ながら、二十巻本『搜神記』の編纂者が誰かという問題は、新資料が出ない限り未詳である。更には編纂者がどのような意図から、各条の説話に手を加えていたのかについては明らかにしえない。

さて、編纂者が誰かという問題は別としても、二十巻本『搜神記』は原書『搜神記』ではない。われわれが二十巻本の『搜神記』を扱う際には、汪紹楹の校注に従つて、類書の記事に当たるといふ作業が、当然のことながら必要である。

結論と今後の課題

今回の検証により次のように結論を述べる。

一、「正史五行志抄録説」も、それに対する余嘉錫の反論もどちらも、『搜神記』第六・七巻の一側面しか言い得ていないようである。二十巻本『搜神記』の第六・七巻は、類書所引『搜神記』の記事と正史五行志の記事と両者を組み合わせて成立している。

二、今回挙げた各記事の校合結果よりすれば、各条の説話は、細かい部分までに字句の変更が見られ、二十巻本『搜神記』を編纂した人物が、かなり周到に二十巻本『搜神記』に手を加えていたことがわかる。

三、二十巻本『搜神記』の編纂者は、幅広く書籍を閲覧する機会に恵まれており、二十巻本『搜神記』も、明末当時、印刷技術の向上によって大量の出版が可能だった時代状況の所産である。

しかし、本論は『四庫提要』や余嘉錫『四庫提要弁証』など従来の研究に基づき、二十巻本『搜神記』が、『法苑珠林』・『太平御覧』・『芸文類聚』・『初学記』・『北堂書鈔』など、唐宋の類書から輯佚して成立しているという前提の下に検証した。二十巻本『搜神記』の成立事情については、他の可能性も全く考えられない訳もないが、現時点ではこうした前提に立脚しておくのが最も妥当であろう。

二十巻本『搜神記』のテキストに関しては今後研究する際に、二つの方向性があると考ええる。

一つは解体していく方向である。つまり汪紹楹氏の校注を参考にし、もう一度類書所引『搜神記』の記事を並べ直す作業である。

そしてもう一つは、『搜神記』というテキストがどのような流れを経て現在に至るのかを、当時の社会・文化情勢と関連づけて考察する方向である。これは、中国における文言小説の流れを再考察する上でも興味深いテーマであると考ええる。

これらの方向性に関する考察を今後の課題としたい。

注

(1) 『後漢書』は劉宋 范曄の撰であるが、完成を見る前に范曄は殺害されてしまった。現行本『後漢書』のうち「志」の部分は、後人が西晋 司馬彪『統漢書』より補ったものである。

(2) 今回本稿が校合する際には、各類書の引用する『搜神記』の記事と、同内容の正史五行史の記事とを用いた。

(3) 二十巻本『搜神記』の編纂者は類書所引『搜神異記』も採用していると考えられる。なお、『搜神記』と『搜神異記』

が同一の書か別物であるかは未詳。

- (4) 第六卷第二二四条「牛足出背」と第一五二条「牛生角」とは、『法苑珠林』巻八十七の一記事が二つに分かれて、それぞれ、独立した条目となっている。

第六卷二三八条「木生人状」と第一四二条「僵樹自立」は『法苑珠林』巻八〇の一記事が二つに分かれて、五行志の記事と組み合わせられている。

- (5) 第六卷の分類結果は次の通り。

- 6-①A: 第一〇二条・第一〇三条・第一〇五条・第一〇六条・第一〇七条・第一〇八条・第一〇九条・第一一二条・第一一四条(但し『法苑珠林』所引『搜神異記』・第一一五条・第一一六条(但し『法苑珠林』所引『搜神異記』・第一二三条・第一二五条(但し五行志の記事も同様)・第一三一条・第一三三条・第一三四条・第一三五条・第一四六条・第一四九条(但し『後漢書』五行志 劉昭注引『搜神記』・第一五二条・第一五三条・第一五五条・第一五七条・第一六一条・第一六三条・第一一〇条・第一一二条・第一一八条・第一一九条・第一二〇条・第一二二条・第一二四条・第一三〇条・第一三八条・第一四〇条・第一四一条・第一四二条・第一四五条・第一四七条・第一五九条(但し『法苑珠林』所引『搜神異記』との組み合わせ)・第一

六八条(この記事は、『後漢書』五行志 劉昭注引『搜神記』と、『後漢書』五行志との組み合わせ)

- 6-①C: 第一一七条・第一二六条・第一二八条・第一三二条・第一四四条・第一五一条・第一五六条・第一五八条・第一六〇条(但し、『後漢書』五行志 劉昭注『風俗通』に同じ『風俗通』佚文)・第一六二条・第一六四条(但し、『後漢書』五行志 劉昭注引『風俗通』に同じ『風俗通』佚文)・第一六五条・第一六六条・第一六七条・第一六九条・第一七一条・第一七二条・第一七五条・第一七七条・第一七八条

- 6-①D: 第一〇四条・第一一二条・第一二七条・第一二九条・第一三六条・第一三七条・第一三九条・第一四三条・第一四八条・第一五〇条・第一五四条・第一七〇条・第一七三条・第一七四条・第一七六条

- (6) 第七卷の分類結果は次の通り。

- 7-①A: 第一七九条・第一八二条・第一八八条・第一九六条・第二〇条・第二一九条
- 7-①B: 第一八一条・第一八四条・第一八六条・第一八七条・第一八九条・第一九〇条・第一九一条・第一九五条・第二〇四条・第二〇五条・第二二三条・第二二四条・第二二五条・第二二一条・第二二四条
- 7-①C: 第一八〇条・第一八三条・第一八五条・第一九二条第

一九三条・第一九四条・第一九七条・第一九八条・第二〇〇条・第二〇一条・第二〇二条・第二〇三条・第二〇七条・第二〇八条・第二〇九条・第二一一条・第二一二条・第二二七条・第二二八条・第二二〇条・第二二三条・第二二五条・第二二六条

71①：第一九九条・第二〇六条・第二一六条・第二二三条

(7) 井上進『藏書と読書』(『東方学報』京都第六十二冊)創立六十周年記念論集・一九九〇年三月・大木康「明末江南における出版文化の研究」(『広島大学文学部紀要』第五十巻特輯号・一九九一年一月)など

(8) 『晋書』本伝に、「性は陰陽術数を好み、京房・夏侯勝等の伝を留思す」とある。

(9) 中華書局『晋書』五行志当該記事の校注は次のように述べる。
永年二年

「二年」、各本「三年」に作る、今宋本に従う。『冊府(元龜)』八九四・『吳志』(『三國志』吳書)孫皓傳引『搜神記』・『宋志』(宋書五行志)二俱に「二年」に作る。

この記事からすれば、『搜神記』本文の年号が『晋書』五行志に依っているのみならず、編纂者が、『晋書』を見た際に、宋本ではないテキストを見ていたことが考えられる。

(10) この箇所は、恐らく李開先の蔵書目録に関する記事と思わ

れる。しかし李開先の書目は伝わっていないようである。『四庫提要』子部・芸術類存目『中麓画品』に『明史』文苑伝陳東伝中に付載して称せらく「其の性蓄書を好み、蔵書の名天下に聞こゆ」と。今其の書目伝わらず、乃ち其の『画品』伝わる」とある。